

5 振動関係

5 - (1) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	(午前 8 時 ~ 午後 7 時)	(午後 7 時 ~ 翌日の午前 8 時)
第 1 種 区 域	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種 区 域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 1 基準値は、工場等の敷地境界線上での大きさ。

2 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次のとおりである。

- (1) 第 1 種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第 2 種区域 住居の用に併せて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域